鳥取市企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第４２号

鳥取市企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成１９年鳥取市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

題名中「企業立地等を重点的に促進すべき区域における」を「地域経済牽引事業促進のための」に改める。

第１条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「企業立地及び事業高度化を促進し、産業集積の形成及び活性化」を「地域経済牽（けん）引事業（法第２条第１項に規定する「地域経済牽引事業」をいう。以下同じ。）を促進し、地域の成長発展の基盤強化」に改める。

第２条中「第９条第１項」を「第４条第２項第１号」に、「同意集積区域内」を「促進区域」に、「第５条第５項」を「同条第６項」に、「産業集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に、「第１５条第２項」を「第２４条」に、「承認企業立地計画」を「承認地域経済牽引事業計画」に、「企業立地の促

進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第２０条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第２５条の地方公共団体等を定める省令」に改め、「。以下「省令」という。」を削り、「第３条」を「第２条」に、「者（法第５条第２項第６号に規定する指定集積業種であって省令第４条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。）」を「法第１４条第１項に規定する承認地域経済牽引事業者」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成２９年法律第４７号。以下「改正法」という。）の施行の日前に改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成１９年法律第４０号。以下「旧法」という。）第１４条第３項の規定により企業立地計画の承認（旧法第１５条第１項の規定による変更の承認を含む。）を受けた事業者に係る固定資産税の課税免除については、この条例による改正前の鳥取市企業立地等を重点的に促進すべき地域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、なおその効力を有する。